2024 年 1 月 17 日

お客様各位

媒介事業者：広島ガス住設株式会社
契約当事者：株式会社エネクスライフサービス

【期間延長】電力・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置延長について

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」という）の激変緩和措置期間が延長されたことを受け、値引き期間を以下のとおり延長いたします。

敬具

記

1．【電気料金の特別措置の概要】

2022 年 10 月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の電気料金請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計の負担を軽減いたします。

2．【対象となるお客様】

・当社が媒介代理店となっている(株)エネクスライフサービスと電気需給契約を締結しているお客様

※本措置の適用にあたり、お客様から当社にお申込みいただく必要はありません。

3．適用期間

延長前：　2023 年 9 月検針分(10 月請求分)～2024 年 1 月検針分（2 月請求分）

延長後：　2023 年 9 月検針分(10 月請求分)～2024 年 6 月検針分（7 月請求分）

4．国が定める値引き単価

毎月の電気料金を使用する中で、本事業において定められている以下の金額を燃料費調整単価から差し引くことにより電気料金を値引きいたします。

実施期間	2023 年 9 月検針分(10 月請求分)～2024 年 5 月検針分(6 月請求分）まで	2024 年 6 月検針分（7 月請求分）まで
単価 1 キロワット時(kWh)につき	▲3.5 円(税込)	▲1.8 円(税込)

※「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の決定により、値引き単価は変更になる可能性がございます。

5．お客様へのお知らせ方法

この特別措置を適用している期間中は、毎月の請求書に記載しております電気ご使用量のお知らせに特別措置による値引き単価等を掲載致します。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁／電気・ガス価格激変緩和措置対策事務局の特設サイトをご覧ください。

https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general

お問い合わせ窓口電話番号　Tel：0120－013－305（受付時間 9:00～17:00）

以上